

## 積丹町公告第2号

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成28年8月3日

積丹町長 松井秀紀

### 1 業務名、業務場所及び業務の概要

(1) 業務名 積丹町移住定住PR動画制作事業

(2) 業務場所 積丹町内

(3) 業務の概要

積丹町の魅力を全国に向けて広くPRするための移住定住用動画を制作する。

制作した動画は、移住定住等を目的とするフェアや各種イベント、町内公共施設等において上映するほか、旅行会社や移住定住希望者への配付、インターネットを活用した動画配信等に利用する。

(4) 業務期間 契約締結の日から平成29年3月31日まで

(5) 業務費用上限額

3,500千円（消費税込み。）※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

(6) プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザル実施に係る予定スケジュールは次のとおりとする。ただし、日程は変更する場合がある。

実施内容	実施時期又は期日
公告日	8月3日（水）
参加表明書の提出期限	8月15日（月）
質問受付期間	8月3日（水）～8月12日（金）
参加資格審査結果通知・企画提案書提出要請	8月16日（火）
企画提案書及び見積書提出期限	8月30日（火）
プレゼンテーション及びヒアリング	9月1日（木）予定
選定結果通知	9月2日（金）予定
契約締結	9月5日（月）予定

### 2 プロポーザル方式の採用の具体的な理由

当該業務については、価格に加えて、経験、企画力等についても確認し、最良な業務委託者を決定することでより効果的なプロモーション動画とするため、公募型プロポーザル方式を採用する。

### 3 参加事業者の資格要件

- (1) 本提案への参加は、単独企業又は業務を共同連携し受託するため2以上の者を構成員として締結された共同企業体（以下「コンソーシアム」という。）によるものとする。
- (2) 参加資格を有する者は、平成28年8月3日現在において、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。なお、コンソーシアムについては、①から⑥の要件は、その構成員のすべてが満たし、⑦以下の要件はその構成員のいずれかが満たしていること。
  - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - ②地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - ③積丹町が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - ④暴力団関係事業者等でないこと。
  - ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者でないこと。
  - ⑥民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - ⑦北海道内自治体において、移住定住PRを目的とする動画を平成24年度以降に納入した実績のある者であること。
  - ⑧北海道内に本店又は営業所等を有する者であること。

### 4 参加表明書の様式、提出方法、提出先、提出期限等

#### (1) 参加表明書の様式

企画提案への参加を希望する者は、様式第1号の参加表明書（コンソーシアムにあつては様式第1号の2にコンソーシアムに関する協定書の副本を添付）を提出すること。なお、平成28年度の積丹町競争入札参加資格を有していない者にあつては、次の書類を提出すること。

- ①登記事項全部証明書（発効後3ヵ月以内のもの コピー可）
- ②営業所表（様式第2号）
- ③業務実績調書（様式第3号）
- ⑤業務体制表（様式第4号）
- ⑥委任状（様式第5号 代理人を置く場合に限る）
- ⑦決算書または財務諸表（直近の決算のもの コピー可）
- ⑧納税証明書（コピー可）
- ⑨印鑑証明書（コピー可）
- ⑩誓約書（様式第6号）

#### (2) 提出方法 持参又は郵送による

#### (3) 提出先

積丹町役場企画課

所在地 〒046-0292 北海道積丹郡積丹町大字美国町字船濶48番地5

電話 0135-44-2114

FAX 0135-44-2125

E-mail [kikaku@town.shakotan.lg.jp](mailto:kikaku@town.shakotan.lg.jp)

(4) 提出期限 平成28年8月15日(月) 午後5時(必着)

(5) 質問

平成28年8月12日(金)午後5時まで本企画提案募集に関する質問を受け付け、質問者に対し随時、電子メール又はFAXにより回答する。質問者は会社名、担当部署、担当者氏名及び連絡先を明記して送信すること。

様式は任意とする。

## 5 企画提案書の提出者を選定するための選定基準

4の参加表明書の提出があった事業者のうち3の資格要件を満たす事業者から、次の選定基準により、企画提案書の提出を要請する事業者を選定する。

①本業務を遂行する上で、専門的な知識・ノウハウを有しているか。

②業務を実施するにあたって必要な業務処理体制がとれているか。

## 6 企画提案書を特定するための評価基準

### (1) 審査方法

参加資格を有する提案者からの企画提案について総合的に審査をする。

なお、プレゼンテーション、ヒアリング及び必要に応じて追加資料の提出要請等を行う。

### (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

①実施期日：平成28年9月1日(木) 予定

②実施場所：積丹郡積丹町大字美国町字船瀬48番地5 積丹町役場内

### (3) プレゼンテーション及びヒアリング参加者

公平な審査を期するため、積丹町移住定住PR動画制作事業選定委員会委員により、評価点方式により審査を行う。

### (4) 事業者特定の評価基準等

企画提案は、企画提案書の内容を下記項目に基づき評価、点数化し、総合得点のもっとも高い者を特定する。

この際、総合得点の最も高い者が複数ある時は、評価項目「1. 企画提案にあたっての基本知識・理解」の得点が高い者とする。なお、同評価項目が同点の場合は、くじ引きにより特定者を決定する。

評価項目	評価のポイント	点数
1. 企画提案にあたっての基本知識・理解	・業務の目的に合った企画提案となっているか	/10
	・積丹町の集落形成、産業構造、歴史、文化についての基本的な知識や理解を有し、魅力を発信する上で効果的な内容となっているか。	/10
	・移住希望者が移住後の生活を想像させるよう工夫がなされているか	/10
2. 制作映像の表現	・視聴者にとって映像が強く印象に残る工夫がなされているか	/10
	・視聴者にとって過度な演出や紛らわしい表現となっていないか	/10
	・BGMや音響効果、テロップなどにより、映像の魅力を高める工夫がなされているか	/10
3. 業務スケジュール	・業務全体のスケジュールは適正かつ具体的な計画となっているか	/10

及び実施体制	・魅力的な映像を制作するうえで、必要な編集能力を有しているか	/10
4. 過去の実績	・過去において本業務に類似した業務実績は豊富か	/10
5. 見積金額	・提案内容に見合った安価で適正な価格か	/10
合 計		/100

(5)プレゼンテーションにおける留意点

- ①説明時間は1社につき40分以内、質疑応答時間を20分以内とする
- ②1社につき説明員等の出席者は5名以内とする
- ③提案書の内容に沿って簡潔にわかりやすい表現で行うものとする。
- ④プレゼンテーションに必要な機器設備については、スクリーン以外の必要な機器等については提案者が用意するものとする。

7 企画提案書の概要、提出方法、提出先、提出期限等

(1)企画提案書の概要

企画提案書には次の内容を記載するものとする。

- ア) 企画のコンセプト
- イ) 動画のタイトル
- ウ) シナリオや絵コンテ等による内容説明や時間配分
- エ) 作成スケジュール及び実施体制
- オ) その他提案事項（動画の活用やPR方法、特にアピールしたい事項等）

(2)提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

(3)提出先：積丹町役場企画課

〒046-0292 北海道積丹郡積丹町大字美国町字船瀬48番地5

TEL：0135-44-2114 FAX：0135-44-2125

(4)提出期限：平成28年8月30日（火） 午後5時（必着）

(5)提出書類

①企画提案書 10部（正本1部、副本9部）

※企画提案書には、積丹町移住定住対策の具現化に向けた特に重要な要件に対する貴社の認識について800字以内で記載した書類を添付すること。様式は任意とする。

②見積書（様式第7号） 1部

提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とする。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載する。

(6)動画の仕様等

- ①動画の保存形式については全世界で再生する様式を考慮する。
- ②動画は、5年以上の利用を見込むため経年による劣化及び映像機器の機能の向上にも対応するため、フルHD（1080i）以上とする。
- ③PR動画の長さについては、10分程度のものと、要約した3分程度のものの2本とする。
- ④想定する用途は次のとおりとする。
  - ア ホームページ、その他のSNSを含むウェブサイトでの配信
  - イ 町内公共施設等及び移住フェア等各種イベントでのブース放映

ウ 広告宣伝

エ 官公庁、事業者、マスメディアへの配付等

⑤PR 動画の納品はブルーレイディスク 20 枚、DVD20 枚とする。

#### (7) 注意事項

①移住定住 P R 動画制作に係る企画、動画構成、台本作成、演出、出演者との交渉・調整（必要な場合）、素材作成（イラスト・CG・テロップ等）、映像取材、撮影、編集、収録、BGM 音源制作に関わる業務（二次使用等のための著作権の権利処置を含む）の一切を行うこととする。

② 効率的な撮影日程を組み、実施した上での撮り下ろしを原則とするが、映像の鮮度、著作権等について担保されている場合においては、既存映像の使用を妨げないものとする。

③モデル・建造物・行事等の肖像の二次使用の許諾をそれらの権利を有する者からあらかじめ得ることとする。

#### ④著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

#### (8) その 他

①企画提案書は、任意様式とし A4 版（A3 版折込も可）とする。

②提出期限後の企画提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。ただし、審査に必要と認める場合は資料の追加提出を求めることができる。

③企画提案書は、専門知識を持たない者にも容易に理解できるよう、できるだけ平易な業現とすること。やむを得ず難解な専門用語を用いる場合は注釈を付すこと。

④企画提案書に使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

#### ⑤複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできない。

#### ⑥返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

#### ⑦費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加の要する経費等はすべて参加者の負担とする。

### 8 業務の適正な実施に関する事項

#### (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、町と協議し、その一部を委託することができる。

#### (2) 個人情報保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護を遵守すること。

#### (3) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益の

ために利用しないこと。また、委託業務終了後も同様とする。

## 9 著作権等

### (1) 著作権の共有

制作物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は受託者及び委託者の共有に帰属するものとする。

### (2) 関係者に係る著作権譲渡

前項に関し、次のいずれかの者に制作物に係る著作権が帰属する場合には、受託者はあらかじめその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させるものとする。

#### ①受託者の従業員

②本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先の法人又はその従業員

### (3) 公表

発注者は、制作物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該制作物の内容を受託者（前項に該当する場合にあっては、前各号に掲げる者を含む。以下同じ。）の承諾なく自由に公表することができる。

### (4) 著作物、人物の許諾等

制作物の制作に際して、他の著作物及び人物の許諾、記録素材の借用が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含むものとする。

## 参加表明書

平成 年 月 日

積丹町長 松井秀紀 様

所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

プロポーザル方式による提案書の募集について、下記のとおり参加の希望を表明します。  
なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること及び本書並びに添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。  
また、本書提出時において、積丹町の指名停止処分は受けておりません。

### 記

- 1 対象業務 積丹町移住定住PR動画制作事業
- 2 積丹町での競争入札参加資格 あり・なし  
(ありの場合は、「積丹町競争入札参加資格審査申請時に提出した資料を、本プロポーザル方式による提案者の選定に利用することに同意します。」を記入すること。)
- 3 その他 (参加表明にあたり、特記事項があれば記入すること。)

### 【連絡先】

担当部署	
担当者職氏名	
電話番号（内線）	
FAX番号	
E-mail	

## 参加表明書（コンソーシアム）

平成 年 月 日

積丹町長 松井秀紀 様

代表者	所在地 商号又は名称 代表者名	印
構成員	所在地 商号又は名称 代表者名	印
構成員	所在地 商号又は名称 代表者名	印

プロポーザル方式による提案書の募集について、下記のとおり参加の希望を表明します。  
なお、全構成員が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること及び本書並びに添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。  
また、本書提出時において、積丹町の指名停止処分は受けておりません。

### 記

- 1 対象業務 積丹町移住定住PR動画制作事業
- 2 積丹町での競争入札参加資格 あり・なし

（ありの場合は、「積丹町競争入札参加資格審査申請時に提出した資料を、本プロポーザル方式による提案者の選定に利用することに同意します。」を記入すること。）

- 3 その他 （参加表明にあたり、特記事項があれば記入すること。）

### 【連絡先】

会社名	
担当部署	
担当者職氏名	
電話番号（内線）	
FAX番号	
E-mail	

※本書にはコンソーシアムに関する協定書の副本を添付すること。



## 営 業 所 表

営 業 所		
名 称	所 在 地	電話番号及びFAX番号
(主たる営業所)		
(代理人を置く営業所)		

業務実績調書

平成 24 年度以降の業務実績件数

件

	委託名	委託者	契約金額 (消費税等含む)	委託期間	委託概要
1			円	H . . . ~ H . . .	
2			円	H . . . ~ H . . .	
3			円	H . . . ~ H . . .	

(1) 平成 24 年度以降に行った映像制作業務で、完了したものを記載すること。

※欄に書ききれない場合は適宜、行幅や高さを調整する。

(記載は主な業務とし、3 件以内とする)

(2) 上記の履行実績がない場合、参加資格はないものとする。

(3) 記載した業務については、業務内容がわかる資料（仕様書など）を添付すること。

## 業 務 体 制 表

会社・法人等名称 \_\_\_\_\_

役割	職名・氏名	本業務において担当する 業務内容
統括 責任者	職名 氏名	
業務 主任 担当者	職名 氏名	
業務 担当者 1	職名 氏名	
業務 担当者 2	職名 氏名	

- \*配置を予定している者全員について記入すること。
- \*記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。
- \*業務体制全体図（任意様式）も併せて添付すること。

# 委任状

平成 年 月 日

積丹町長 松井秀紀 様

所在地  
商号又は名称  
代表者名

印

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

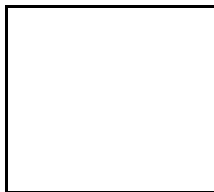
受任者 所在地  
商号及び営業所（支店）の名称  
役職名  
氏名

## 委任事項

積丹町移住定住PR動画制作事業に係る次の権限

- 1 提案及び見積もりについて
- 2 契約、協定の締結について
- 3 物品等の納入及び引取りについて
- 4 代金の請求及び受領について
- 5 復代理人の選任について
- 6 その他契約に伴う一切の権限

受任者使用印鑑



誓 約 書

積 丹 町 長 松 井 秀 紀 様

私は、積丹町が実施する積丹町移住定住PR動画制作事業のプロポーザルに申し込むに当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、積丹町と締結した契約を解除されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、積丹町が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

平成 年 月 日

所在地 干  
称号又は名称  
代表者

# 見積書

平成 年 月 日

積丹町長 松井 秀紀 様

所在地  
称号又は名称  
代表者名

印

¥ \_\_\_\_\_ 円

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

委託業務名	積丹町移住定住PR動画制作事業
履行期間	契約締結日から平成 年 月 日まで
支払条件	完了後一括払い

- (1) 内訳書を添付すること。【任意様式】
- (2) 仕様書に記載の業務を実施するために必要な経費を算出すること。
- (3) 内訳書は、できるだけ詳細に分類して記載すること。